

講 演

## 人間の尊厳は不要な概念か？ 法的パースペクティブ

クリスチャン・ビック

甲斐克則 訳  
天田 悠

- I 漠然としてはいるが強力な概念
  - II 尊厳は人間性を定義しそれを導くべき価値である
- 結 語

「権利を深刻に受けとめることを公言する誰も、人間の尊厳という、漠然としてはいるが力強い理念を受け容れなければならない。」  
ロナルド・ドウォーキン『権利論』(Ronald Dworkin, *Taking Rights seriously*), ハーバード大学出版, ケンブリッジ, 1977年, 198頁

人間の尊厳 (Human Dignity) という概念が、つい最近——つまり第2次世界大戦後に——法的に言及されるようになったことを考えると、われわれは、その有用性について疑念を抱く余地はないかもしれない。なぜ、われわれは、古代ローマ人がわれわれの法理論を発展させて以来、法律上存在していなかった概念を有用なものとするべきなのであろうか。

しかし、われわれは、本講演の表題で示された問題を、もうひとつの論点を提起するために用いることができるかもしれない。すなわち、法的パースペクティブにおける有用性の意義とは何であろうか。

——コモンローまたは大陸法の伝統に由来する——すべての法律家は、法的カテゴリーを創出し、そして、事実と状況を、それらのカテゴリーをわれわれすべての者が生活する社会的場面に組み込むのに適したものにするパースペクティブのもとで諸々の概念を用いている、という点を自覚している。その意味において、法の合理性は、有益な社会的意義を有することにつながるのでは

り、そして、法規範に基づいて社会組織を維持するという法の主たる目的に資することのできない単なる理論的または「形而上学的な」概念を必要とはしていないのである。

私の理解によれば、人間の尊厳という概念の漠然性および不確実性は、それを法的な言及を受けけるものとして用いるにあたり、いくばくかの困難と不利益を生み出すかもしれない。とりわけ、法を、当面の諸問題に対する適切な解答を見いだすことを目指す実践的執行として捉える者にとってはそうである (I)。

しかしながら、法実務家として、私は、人間の尊厳という概念が相異なる国の国内立法の中に見受けられるばかりか、すでに国際法の中にもこれが見受けられる、という点もまた考慮しなければならない。この人間の尊厳という概念をわれわれの法に導入することによってもたらされるメッセージを理解するためには、この概念が20世紀後半に現れたということを軽視すべきでない (II)。

## I 漠然としてはいるが強力な概念

### A 概念の理論的困難は、現実にはある。

1) 概念の定義に関していえば、尊厳——*ディグニタス* (*dignitas*)——は、古代ローマ人によって、重要な地位にあった者に対する尊敬および名誉と結び付けられたのであった。その当時、尊厳は、普遍的意義を持ちあわせておらず、人間性 (*humanity*)——すべての人間の集合 (*the gathering*)、古代ギリシャ人たちはそれを人類 (*hoi anthropoi*) と呼んでいた——が、本質的価値によって定義されうるという考えは、まったく存在していなかった。そして、何世紀にもわたり、尊厳という言葉は、同様の意味を保ち続けることになるのである。特に1789年の人権宣言 (*Human Rights Declaration*) は、すべての市民は、あらゆる高位の役職に就くことができるという意味づけを示すため、その第6条で、尊厳 *<dignity>* という言葉に言及している。

人間の尊厳の意義がようやく変化が現れたのは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と述べた、1948年の世界人権宣言 (*Universal Declaration of Human Rights*) (第1条) においてであった。社会的差別というものから、尊厳が、各人の本質的特性、すなわち、各人を唯一無二の神聖な存在へと創造するものたらしめるもの

となったのである。かくして、尊厳とは、各人の生物学的または社会的条件がどのようなものであろうと、彼／彼女に対する尊重の基礎にある価値なのである。

合理的な理由づけを行う多くの人々は、尊厳の定義の変化に異議を唱えるであろう、と思われる。ここでは、彼らによる以下のような主張を聞くことができる。すなわち、各人の、本質的かつ基本的価値に関するこうした理念を正当化し、支持しうるのは何であるのか、と。

そこで、こうした正統化の要求を充たすため、われわれは、われわれの法的パースペクティブからは遠ざかるかもしれないが、複雑でありかつ論争的となっている、哲学上または神学上の議論へ立ち入るリスクを冒すこととしよう。われわれは、人間の精神が、神聖性 (divine nature: 神の似姿 (*imago Dei*)) に端を発していると説く、プラトン (Plato) やキリスト教神学を引き合いに出すことができよう。われわれはまた、哲学者であるポール・リクール (Paul Ricoeur) が述べたように (in J-F Raymond, *Les enjeux des droits de l'homme*, Paris, Larousse, 1988, p 236-237), 「人間であるというただそれだけの理由で、各人には何かと与えられる」、と考えることができよう。

2) 人間の尊厳という概念に対するもうひとつの強力な批判は、その解釈と実践 (implementation) に関するものである。ある者が尊厳という観念と結び付けて考える哲学的根拠に依拠する場合、その概念を使用することは、逆説的なことに、結果として意見の対立をもたらすかもしれない。人間の尊厳は苦しみに喘ぐ者が死にゆくのを手助けすることを正当化するであろう、と主張する者がいる一方で、尊厳は人間の生命の尊重を意味する、と言う者もいるであろう。また、尊厳は、ヒト個体産出的クローニング (human reproductive cloning) や遺伝学的な性の選別 (genetic sex selection) といったような、非倫理的とみられる実践と闘うための強力な論拠としても用いられる。さらなる推論を重ねることなく、それらの実践を排除するのは、容易な途である。さらにまた、フランス行政最高裁判所 (French administrative Supreme Court) は、以下のような裁決を下している。すなわち、本決定の結果、当該小びとが別の仕事を探さねばならないとしても、サーカスの公演中に小びとと投げをすることは人間の尊厳の侵害である、と。

広範な定義および反対の解釈は、間違いなく、法システムに寄せるわれわれの信頼だけでなく、人間の尊厳という概念の有用性をも害するであろうほどの法的不確実性を生み出しているのである。

## B 多元的法システムにおけるダイナミックな概念の有用性

しかしながら、私の見解によれば、これら困難はすべて、まさしく現実的なものではあるが、われわれが人間の尊厳という概念のもつ恩恵を受けることを妨げる障害とはならない。人間の尊厳という概念が創出されるより以前に、人々は、不正と暴虐に憤慨するようになっていったのである。それは、尊厳という理念が、憤慨という具体的実在および成熟した人の道徳上の良心によって生まれたということを意味する。ナチス政権によって諸々の犯罪が行われた後、1948年の世界人権宣言の起草者らが、各人は等しく尊厳を有するということを承認するのに満場一致で賛同したとき、彼らは、異なる政治的、哲学的、宗教的観点から出発していた。他人に対して暴力を振るうことは、他者の人間性を否定するばかりでなく、われわれ自身の人間性をも否定することにもなりうるということをわれわれの良心に喚起するものとして、われわれは、人間の尊厳という観念を必要としているのである。

人間の尊厳は複雑な起源を有しており、收拾がつかないほど多様に適用されているけれども、しかしながら、人間の尊厳は、人権法に関するひとつの重要な観念である。ある起草者らにとって、人間の尊厳は、人間および人間の生命の尊重を含む人権のその他すべての実質的原理を支え、根拠を与える「本源的原理 (mother principle)」(“principe matriciel”) でさえある。人間の尊厳はまた、人権に関するあらゆる国際文書において目的または価値として広範に言及されており、同様に、1990年代以降、生物医学の領域における欧州評議会 (Council of Europe)、ヨーロッパ連合 (European Union)、WHO および UNESCO によって採択された多くの国際文書の中に、拠り所となる概念 (reference concept) として広く盛り込まれたのである。人間の尊厳という観念がそのように広く利用されるようになった主な理由は、人権法一般と生物医学領域における人権法との間に概念的連関を生み出そうとする点、そしてまた、生物医学およびバイオテクノロジーは科学のための道具として人格を変容させてはならない、ということを明確に主張しようとする点にある。

人間の尊厳はまた、力強い概念でもある。なぜなら、法的または哲学的基本概念——家族、愛、善、正義……——として、それは、様々な方法で精密に解釈され、——教義 (dogma) ではなく——指導的な価値として、変化する世界に対処していくことの一助となりうるであろうからである。それゆえ、人間の尊厳という概念の発展は、公的議論を支え、社会が一定の時点においてその

実践をその価値と適合させるために採用すべき限界を確定するバランスのとれた見解に至るためには、繰り返される異論を考慮に入れなければならないのである。

## II 尊厳は人間性を定義しそれを導くべき価値である

再び、多くの者は、漠然性や多義性というのは、法的に言及されるものとしての人間の尊厳という概念を排除するのに、それ自体で十分足りるものである、と主張するであろう。法が確実性および予見可能性を要求しているという点については、疑いがない。人間の尊厳は、科学技術の進歩により提起されたあらゆる問題を解決するには不十分である、という点についても疑いはない。疑いを持ってはならないのは、人間の尊厳が、法的にきわめて精密な観念、それゆえに法規範の実現を促進しうる観念によって補足される必要がある、という点である。しかし、指導的原理としては、人間の尊厳という概念には、有用な役割が主として2つある。すなわち、人間性とは何か、を定義することを補足するという点、そして、われわれに、人間がなしうることの限界に関する議論を行う機会を提供するという点がそれである。

### A 尊厳の「人類学的」機能：人間性を定義すること

1) まず最初に、尊厳という概念には本質的な機能があり、それは、ほとんど人類学的 (anthropological) 機能とでもいうべきものであり、また、存在論的機能ですらある。尊厳という概念は、われわれに対し、われわれは何であるのか、つまりわれわれの人間性を指し示している。同時に、尊厳という概念は、とりわけ科学技術の発展を考慮すると、この人間性の内容およびその理解の変容とに関する問題をわれわれに投げかけているのである。かくして、尊厳という概念は、この方向においては、哲学的に不要な概念ではない。むしろ、先ほども述べたように、尊厳という概念は、われわれの人間としての条件を翻訳したものですらある。候補が絶対的なもの (自然法主義、神秘…) から集められる場合、人はどのようにして、相対的なものにおいて自己実現するのだろうか。

実体法において、人間の尊厳という概念を人類へと拡張することは、すでに現実のものとなっている。フランス憲法院 (French constitutional Council) によって判決が下されたように、人間の統一性 (integrity) は、尊厳原理の尊

重の保障に貢献するものである。出発点としてこうした認識に立ったうえで、ある論者は、この点に、とりわけ環境憲章 (the Charter of the environment) の採択以降において、尊厳の原理が未来世代や環境に対して貢献しうることへとつながる「ラディカルな」進展の前提を見いだしている。国際法において、生命倫理と人権に関する世界宣言 (the Universal Declaration on Bioethics and Human Rights) は、2005年に UNESCO によって採択され、未来世代および世界の生物圏・環境の保護に対する責任の理念を採り入れたものであるが、これもまた、同様の見込みをもった推進力と考えられうる。

## 2) 尊厳の弁証法的機能：われわれ自身のための闘いとわれわれ自身との闘い

かくして、尊厳の第2の寄与と類似してはいるが、今回は、政治的な場において以下の点を承認することが必要である。すなわち、尊厳は、確かに、われわれのすべての条件を明らかにする概念であるが、しかし、われわれの行為と価値とのぶつかり合いの中で形成され、自らを明確化していく概念である、と。かくして、尊厳は、責任ある選択のための拠り所となるであろう。なぜなら、尊厳は、われわれの自由や能力を見極めて、それらの自由や能力をわれわれが行使する方法について自問するよう、われわれを義務づけているからである。アウシュヴィッツの後、われわれが、他人を見ると、他者の尊厳の防衛と人間性の保護に対する抑制とを警戒せざるをえなくなるということは、一定の程度までは、良心による喚起によるものであるといえる。尊厳の絶対性は、それがわれわれに課するルールの精密さの中には明らかに存在していない。尊厳の絶対性は、光り輝く眼差しの中に存在しているのであって、われわれを取り巻く世界やわれわれの自由から生じる責任について、そうした眼差しを向けるようわれわれを導くのである。その点において、尊厳の絶対性とは、われわれ自身のための闘いではあるが、それと同時に、われわれ自身に対する闘いでもある。以下のことは、ザビエル・ブイ (Xavier Buoy) に対して言うことである。「個々人は、人間の条件に関する回答に自分自身が法的に拘束されていると考え、それについて責任をもつようになる」、と。かくして、人間の尊厳は、その客観的次元において、人格的自由 (personal freedom) への措置を講じるのである。

## B 人格的自由と尊厳とのぶつかり合いに関する問題

### 1) 文脈依存的な概念としての尊厳

尊厳は、きわめてデリケートである。なぜなら、解答を導くのは、尊厳の原理が人権法のその他のすべての原理に対して有するであろう優位性ではなく、各状況を踏まえて、尊厳がどこに依拠しているかを述べることを可能とする諸事情だからである。かくして、障害者の尊厳はどこにあるのだろうか。すなわち、裁判において、その損害の金銭的「補償 (compensation)」を求めなければならないことの拒否の中に尊厳はあるのだろうか。それとも反対に、介護生活を送ることを認めるため、相応の給付を支払うことの中に尊厳はあるのだろうか。サーカスの小びとの尊厳はどこにあるのだろうか。すなわち、自尊心を傷つけるような仕事（小びと投げ）の禁止に尊厳はあるのだろうか。また、それによって、彼が生計の糧を稼ぐのを妨げることに尊厳はあるのだろうか。衰弱 (Faintness) は、ますます大きなものとなっている。なぜなら、本来、この構造主義は、進化論的なものだからである。今日、労働は正当なことであるが、アンシャン・レジーム (Ancien Regime) の貴族にとっては、それは、彼らの地位という尊厳を侵すものであった。売春は、他国では禁止されているのに対して、フランスでは「ひとつの自由」である。

### 2) 個人の自由の暴走を加減する方法としての尊厳

かくして、尊厳は、人格的自由の暴走を制御する公権力の介入を正当化するためだけに用いられうるにすぎず、これには、これらの暴走によって自由が問題となっているその人自身しか危険にさらされない場合を含む。これらの暴走は、「人間性の制限 (constraints of humanity)」である。しかし、一般的に、これらの制限は、比例性原則 (rule of proportionality) を尊重しなければならない。

たとえその禁止の首尾一貫性が常に明白なものではないとしても、それによって絶対的禁止を表明する権限が与えられるのは、尊厳という概念の利用がとりわけ世論の目でもって重要な象徴的インパクトをもつときだけである。(かくして、バートランド・マチュー (Bertrand Mathieu) は、以下のように指摘している。ヒト個体産出的クローンは、その方法によって生まれた子どもが平等な尊厳の恩恵を受けるであろうがゆえに、貸しをつくる意図がある場合のみ、尊厳の原理を侵害する。これに対して、治療的クローンは、胚を道具と

して用いるため、本質的に、尊厳とは相容れない、と)。こうした潜在的衝突を、とりわけ、尊厳と人格的自由（または自律権）との潜在的衝突をどのように認識するかは、国内法において、また同じく国際法において人権に序列は存在しないという点に留意したうえで、解決されなければならないであろう。

フランス憲法院の1994年7月27日判決は、健康の保護および家族に対する権利（[第四共和国] 憲法・前文第10段落および第11段落）を、人間の尊厳および人格的自由の保護手段と同列に論じたものであるが、すでに裁判所によって決定が下されたことを取り消す以外になすすべがなかった。一般の認めるところによれば、国際法は、ある一定の禁止の絶対性を宣言しているが（拷問、奴隷制度）、それらの禁止は尊厳という概念に基礎を見いだしている。しかし、他の諸権利（とりわけ、私的生活または表現の自由に対する権利）の実現について言えば、尊厳が有する多少なりとも大きな影響は、実際の状況を視野に入れて評価されることになろう（撮影されたマネキンの肌に「エイズのマーク（marking AIDS）」をつけるという宣伝方法を用いた「ベネトン（Benetton）」社の広告の禁止を参照せよ）。

尊厳は、最も重要な原理のひとつである。それは、多くの基本的原理に潤いをもたらし、そして促進するのである。しかし、尊厳は、これらの原理を設定するものではなく、法案（legal scheduling）の基準となるものではない。尊厳のもつ「絶対性（absolutism）」を維持するため、尊厳は、特別の地位を保持していなければならない。尊厳は、それが力強い道徳の心根（fibre）、息吹（breath）、または「聖霊（holy spirit）」でありうるようなところ以外の場所から出てくるのであって、これが、法システムを活性化させ、法の超越性と規範の偶然性との間になくしてはならない緊張を維持するのである。

## 結 語

法的議論は、以下のようないくつかの指導原理に依拠しつつ、一定の自律を保っていないけれども、尊厳が法的議論に貢献することは、正常で有益なことである。すなわち、首尾一貫性および法的確実性、社会の平和、法規定の（時間的・場所的に）開かれた解釈、人間らしい思いやりへの配慮、ならびに、大多数の人々によって普通でないと考えられているであろう特定の振舞いを、とりわけ、私生活や家族生活に関する領域において、（弱められた法秩序という観念が国際法上存在することと同様の意味で）容認する必要性、がそれ

である。

しかしながら、およそ尊厳というものが、法の基本原理とは何であるかをわれわれに告げるために与えられたものでなければならないとするならば、尊厳は異端であると判断された態度をとる人々を、「社会契約 (social contract)」の利益から排除するであろう「法原理主義 (a legal fundamentalism)」を助長する、という結果に帰着すべきではない。反対に、各人の尊厳の十分な承認により、可能であれば、万人の援助を受けて生きられるようにするために、また、誰ひとりとして人間性という途から逸れることのないようにするために、民主的議論の助けを借りつつ、有意義な社会的規準の構築がなされることになるであろう。この承認により、この人間性の保護手段が、すべての人々の間で、また、人類、生物圏および環境の間での交換の強さと質に左右されることが理解されることとなろう。

(訳者あとがき)

本稿は、2010年12月17日に早稲田大学比較法研究所主催で開催されたフランスのパリ控訴院クリスチャン・ビック (Christian Byk) 判事の講演原稿 (原題は、Is Human Dignity a Useless Concept? Legal Perspectives) を、同判事 の了解を得て翻訳したものである。ビック判事は、何度も来日されている知日派の裁判官であり、生命倫理を中心にフランス国内外で活躍されており、比較法フランスセンター理事会委員、法・倫理・科学国際学会事務局長でもある。2008年3月12日には、早稲田大学で講演されたこともある (クリスチャン・ビック (柿本佳美訳)「フランス法における安楽死」比較法学42巻2号 (2009) 195頁以下参照)。ビック判事と長年の親交がある訳者の甲斐に対して複数の演題を呈示されたが、今回は、生命倫理と法の根幹に関わる「人間の尊厳」の問題を英語で講演していただいた。50名程度の参加者も、熱心に講演を聴き、鋭い質問もいくつか出された。なお、講演の通訳は甲斐が担当したが、質疑応答では、いつもながら早稲田大学社会科学部の横野恵准教授にお世話にたった。この場をお借りして謝意を表したい。(甲斐・記)